

企業ボランティア活動促進モデル事業実施要領

1 趣 旨

県内の民間事業所等の中で、社会貢献活動や従業員の行うボランティア活動への支援などを積極的に行い、特に、他の模範となるものを企業ボランティア活動促進モデル事業所（以下「モデル事業所」という。）として指定し、これを企業・団体、県民一般に周知することにより、県内における企業の社会貢献活動を促進する。

2 実施主体

山口県（以下「県」という。）

社会福祉法人山口県社会福祉協議会（以下「県社会福祉協議会」という。）

公益財団法人山口きらめき財団（以下「山口きらめき財団」という。）

3 指定要件

モデル事業所として指定されるための要件は、原則として次のとおりとする。

- (1) 地域に密着した社会貢献活動を実施し、今後も継続的に行う予定であること。
- (2) 従業員のボランティア活動に対して理解を示していること。

4 推薦及び指定

- (1) モデル事業所候補者の推薦団体等（以下「推薦団体」という）については、別表に掲げるとおりとし、推薦団体は、モデル事業所候補者を別紙1及び2により、県に推薦する。

なお、市町社会福祉協議会は、その管内において、モデル事業所候補者を別紙1及び2により県社会福祉協議会に推薦する。

- (2) 県は、県社会福祉協議会及び山口きらめき財団と協議の上、推薦団体から推薦のあったモデル事業所候補者の中から、毎年度、数箇所をモデル事業所として指定する。

なお、指定に当たっては、山口県経営者協会等関係団体の意見も参考にするものとする。

5 モデル事業所の公表・周知

モデル事業所の公表を行うとともに、県、県社会福祉協議会、山口きらめき財団、その他関係団体の広報により、モデル事業所の活動事例を含めた内容を紹介し、広く企業・団体、県民一般に対し周知を図る。

6 モデル事業所の取組

モデル事業所は、次のような活動の実施に努めるものとする。

- (1) 社会貢献活動に関するパンフレットや情報誌の発行、ウェブサイトの作成等、広報ツールの作成
- (2) 社会貢献活動に関する講習会、研修会等の開催
- (3) 地域におけるボランティア活動やイベントへの参加
- (4) 社会貢献活動に関する調査・研究
- (5) 他の事業所への講師の派遣や情報の提供
- (6) 社会貢献活動担当者の設置

7 モデル事業所に対する県・社会福祉協議会の支援等

県及び県・市町社会福祉協議会は、モデル事業所がその専門性を生かした活動を実施できるよう、情報提供や活動への支援に努めるとともに、社会貢献活動全般について指導、助言を行うものとする。

8 その他

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年11月13日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年6月15日から施行する。

別表

(公財)山口きらめき財団

山口県経営者協会

山口県

市町社会福祉協議会(注:県社協が取りまとめ)

各市町

やまぐち県民活動支援センター

各市町民活動支援センター